

大学等の進学に対する返済不要の給付金 区独自に「豊島区大学等進学応援金」を創設しました！ ～夢や希望に向かい挑戦する子ども・若者たちに一律 40 万円を給付～

豊島区は、物価高騰や経済不安が続く中、経済的な理由で大学等への進学を断念することがないよう、区独自に「豊島区大学等進学応援金」を創設しました。

本事業は、子ども・若者たちが生まれ育った環境に左右されることなく、自らの夢や希望に向かって挑戦できる環境を整え、進学への第一歩を後押しすることを目的としています。

対象は、令和 9 年度に大学や短期大学、専修学校等への進学を予定している 30 歳未満の住民税非課税世帯の方などで、原則返済不要の応援金として、一律 40 万円を給付します。

令和 8 年 11 月下旬から申請受付を開始し、進学先の合格通知書等の確認後に速やかに給付を行い、まとまった費用が必要となる入学前の経済的負担の軽減を図ります。この応援金は、入学手続きや教材の購入、住居の準備など、用途を限定せず、各家庭の状況に応じて活用することができます。

区の担当者は、「すべての子ども・若者に、自らの夢や希望に向かって挑戦する機会があってほしいと考えています。経済的な理由で進学をあきらめることがないよう、この応援金を必要とする方にしっかりと届け、未来への一歩を力強く後押ししていきます」とコメントしました。

■「豊島区大学等進学応援金」概要

対象者：次の 1 から 3 のすべてに該当する方

1. 令和 8 年 7 月 1 日を基準日として、令和 8 年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税の世帯に属する方
2. 令和 9 年度に対象となる大学等への入学が決定している 30 歳未満の方
(対象となる大学等の入学許可証・合格通知等の提出が必要)
3. 令和 7 年 7 月 1 日以前から令和 8 年 7 月 1 日まで、引き続き豊島区の住民基本台帳に記録されている方

対象進学先：学校教育法に定める大学(大学院を除く)、短期大学、高校卒業程度の資格を入学要件とする専修学校・各種学校で、1 年以上の修学課程であること

- ・ 大学(大学院を除く)、短期大学
- ・ 高等学校卒業程度の資格を入学要件とする専修学校、各種学校

※通学制・通信制のいずれも対象

給付金額：一律 40 万円を支給(原則返済不要、1 人につき 1 回まで)

詳細：<https://www.city.toshima.lg.jp/229/2609041927.html>

